

◎佐賀県条例第31号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(佐賀県統計データ利活用推進条例の一部改正)

第1条 佐賀県統計データ利活用推進条例（平成26年佐賀県条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(罰則) 第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 略 2 略 第18条 第14条第1項各号に掲げる者が、その取扱いに係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 略	(罰則) 第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 略 2 略 第18条 第14条第1項各号に掲げる者が、その取扱いに係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 略

(佐賀県行政不服審査法施行条例の一部改正)

第2条 佐賀県行政不服審査法施行条例（平成27年佐賀県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(罰則) 第12条 第5条第1項（第8条第5項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第12条 第5条第1項（第8条第5項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。

(佐賀県情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正)

第3条 佐賀県情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成17年佐賀県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(罰則) 第17条 第7条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第17条 第7条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(佐賀県個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第4条 佐賀県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年佐賀県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
附 則 1～7 略 8 附則第3項又は第4項に規定する者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第44条に規定する個人情報ファイルをこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 9 前項に規定する者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 10～12 略	附 則 1～7 略 8 附則第3項又は第4項に規定する者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第44条に規定する個人情報ファイルをこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。 9 前項に規定する者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 10～12 略

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第5条 職員の分限に関する条例（昭和27年佐賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(失職の特例) 第7条 任命権者は、公務遂行中又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わせないものとするができる。 2 略	(失職の特例) 第7条 任命権者は、公務遂行中又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わせないものとするができる。 2 略

(集団行進及び集団示威運動に関する条例の一部改正)

第6条 集団行進及び集団示威運動に関する条例（昭和24年佐賀県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(罰則) 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>禁錮</u>又は30万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略	(罰則) 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は30万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略

(佐賀県迷惑行為防止条例の一部改正)

第7条 佐賀県迷惑行為防止条例（昭和39年佐賀県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(罰則) 第11条 第3条又は前条の規定に違反した者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 2 常習として前項の違反行為をした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第12条 略 2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の<u>懲役</u>又は100	(罰則) 第11条 第3条又は前条の規定に違反した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 2 常習として前項の違反行為をした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第12条 略 2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は

改正前	改正後
万円以下の罰金に処する。 第13条 略 2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。	100万円以下の罰金に処する。 第13条 略 2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。

(拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部改正)

第8条 拡声機による暴騒音の規制に関する条例（平成4年佐賀県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(罰則) 第9条 第4条の規定による警察官の命令に違反した者は、6月以下の<u>懲役</u>又は20万円以下の罰金に処する。 2 略	(罰則) 第9条 第4条の規定による警察官の命令に違反した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は20万円以下の罰金に処する。 2 略

(佐賀県暴走族等の追放の促進に関する条例の一部改正)

第9条 佐賀県暴走族等の追放の促進に関する条例（平成12年佐賀県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(罰則) 第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>懲役</u>又は30万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 略	(罰則) 第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は30万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 略

(佐賀県暴力団排除条例の一部改正)

第10条 佐賀県暴力団排除条例（平成23年佐賀県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(罰則)	(罰則)

改正前	改正後
第33条 第19条第1項の規定に違反して暴力団事務所を開設し、又は運営した者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 第34条 第31条の規定による命令に違反した者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第33条 第19条第1項の規定に違反して暴力団事務所を開設し、又は運営した者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 第34条 第31条の規定による命令に違反した者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

(佐賀県立自然公園条例の一部改正)

第11条 佐賀県立自然公園条例（昭和33年佐賀県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(指定認定機関) 第17条 略 2 略 3 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。 (1)～(3) 略 (4) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、又は法、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）、この条例若しくは佐賀県環境の保全と創造に関する条例（平成14年佐賀県条例第48号）の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 (5)・(6) 略 4～6 略 第43条 第25条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 第44条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	(指定認定機関) 第17条 略 2 略 3 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。 (1)～(3) 略 (4) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、又は法、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）、この条例若しくは佐賀県環境の保全と創造に関する条例（平成14年佐賀県条例第48号）の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 (5)・(6) 略 4～6 略 第43条 第25条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 第44条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

改正前	改正後
(1)～(3) 略 第45条 第20条の規定に違反した者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	(1)～(3) 略 第45条 第20条の規定に違反した者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

(佐賀県環境の保全と創造に関する条例の一部改正)

第12条 佐賀県環境の保全と創造に関する条例（平成14年佐賀県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
第95条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 略 第96条 第12条（粉じん、騒音、振動又は悪臭に係るものに限る。）又は第19条第2項若しくは第3項の規定による命令に違反した者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は10万円以下の罰金に処する。 第97条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は30万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略 2 過失により、前項第1号の罪を犯した者は、3月以下の <u>禁錮</u> 又は20万円以下の罰金に処する。 第98条 第9条第1項又は第11条第1項の規定（ばい煙又は汚水等に係るものに限る。）による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の <u>懲役</u> 又は20万円以下の罰金に処する。	第95条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 略 第96条 第12条（粉じん、騒音、振動又は悪臭に係るものに限る。）又は第19条第2項若しくは第3項の規定による命令に違反した者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は10万円以下の罰金に処する。 第97条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は30万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略 2 過失により、前項第1号の罪を犯した者は、3月以下の <u>拘禁刑</u> 又は20万円以下の罰金に処する。 第98条 第9条第1項又は第11条第1項の規定（ばい煙又は汚水等に係るものに限る。）による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の <u>拘禁刑</u> 又は20万円以下の罰金に処する。

(佐賀県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正)

第13条 佐賀県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（令和2年佐賀県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(許可の基準) 第10条 知事は、特定事業許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、特定事業許可をしてはならない。 (1) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。 ア・イ 略 ウ <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者 エ～チ 略 (2)～(5) 略 (罰則) 第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略	(許可の基準) 第10条 知事は、特定事業許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、特定事業許可をしてはならない。 (1) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。 ア・イ 略 ウ <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者 エ～チ 略 (2)～(5) 略 (罰則) 第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略

(佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例の一部改正)

第14条 佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成26年佐賀県条例第87号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(罰則) 第23条 第20条第1項又は第3項の規定による命令（第19条第1項第1号及び第2号に係るものに限る。）に違反した者は、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 略 第25条 第12条第3号又は第4号の規定に違反した者は、6月以下	(罰則) 第23条 第20条第1項又は第3項の規定による命令（第19条第1項第1号及び第2号に係るものに限る。）に違反した者は、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 略 第25条 第12条第3号又は第4号の規定に違反した者は、6月以下

改正前	改正後
の懲役又は30万円以下の罰金に処する。	の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

(佐賀県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正)

第15条 佐賀県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年佐賀県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(年金の支給停止) 第12条 第10条第1項の規定により年金を支給される心身障害者（以下「年金受給権者」という。）に次の各号に掲げる事実のいずれかが発生した場合は、その事実が継続する期間年金の支給を停止する。この場合において、年金の支給を停止する原因となる事実が消滅した後も停止した期間に係る年金は、支給しない。 (1) 略 (2) 懲役又は禁固の刑に処せられ刑の執行を受けているとき。 (3) 略	(年金の支給停止) 第12条 第10条第1項の規定により年金を支給される心身障害者（以下「年金受給権者」という。）に次の各号に掲げる事実のいずれかが発生した場合は、その事実が継続する期間年金の支給を停止する。この場合において、年金の支給を停止する原因となる事実が消滅した後も停止した期間に係る年金は、支給しない。 (1) 略 (2) 拘禁刑に処せられ刑の執行を受けているとき。 (3) 略

(佐賀県青少年健全育成条例の一部改正)

第16条 佐賀県青少年健全育成条例（昭和52年佐賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(罰則) 第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 略 2 第22条第2項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。 3 第18条の3第4項の規定による命令に違反した者は、6月以下	(罰則) 第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 略 2 第22条第2項の規定に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。 3 第18条の3第4項の規定による命令に違反した者は、6月以下

改正前	改正後
の懲役又は30万円以下の罰金に処する。 4～7 略	の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。 4～7 略

(佐賀県文化財保護条例の一部改正)

第17条 佐賀県文化財保護条例（昭和51年佐賀県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(刑罰) 第46条 県重要文化財を損壊し、き棄し、又は隠匿した者は、1年以下の懲役若しくは禁錮又は20万円以下の罰金若しくは科料に処する。 第47条 県史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、1年以下の懲役若しくは禁錮又は20万円以下の罰金若しくは科料に処する。	(刑罰) 第46条 県重要文化財を損壊し、き棄し、又は隠匿した者は、1年以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金若しくは科料に処する。 第47条 県史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、1年以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金若しくは科料に処する。

(佐賀県屋外広告物条例の一部改正)

第18条 佐賀県屋外広告物条例（昭和39年佐賀県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(罰則) 第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略 2～4 略	(罰則) 第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略 2～4 略

(佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第19条 佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年佐賀県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(罰則) 第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は10万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略 2 略	(罰則) 第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は10万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略 2 略

(佐賀県砂防法施行条例の一部改正)

第20条 佐賀県砂防法施行条例（平成15年佐賀県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(罰則) 第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は2万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略	(罰則) 第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は2万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(規則への委任)

- 5 第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。